

埼玉県立学校県費外諸費に係る会計事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県立学校における県費外諸費会計の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 県費外諸費 県立学校における学校徴収金及び学校指定物品の購入に係る経費をいう。

(2) 学校徴収金 教育活動の必要性から、学校が保護者又は生徒（以下「保護者等」という。）から徴収する経費で次に掲げるものをいう。

ア 修学旅行積立金

イ 学年費

ウ 生徒会費

エ 学校給食費

オ 部活動費

カ その他校長が指定する徴収金

(3) 学校指定物品 教育活動の必要性から、学校が物品を指定して保護者等に購入を求める物品をいう。

(校長等の職務)

第3条 校長は、県費外諸費会計の事務処理に当たり、概ね次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) すべての県費外諸費会計について掌理し、収入及び支出に係る決定を行う。

(2) 各会計ごとに会計担当者を指定し、関係教職員に対して必要な指示及び監督を行う。

2 教頭（副校長を含む。）は、すべての県費外諸費会計の事務処理に関与し、主に教育活動の必要性の観点から収入及び支出が適正に行われるよう、関係教職員を指導する。

3 事務長（事務局長、事務部長及び事務室長を含む。）は、すべての県費外諸費会計の事務処理に関与し、主に会計処理手続及び現金の出納が適正に行われるよう、関係教職員を指導する。

(事務の原則)

第4条 校長は、保護者負担の軽減に努め、県費外諸費会計の事務の適正化及び執行の効率化を図らなければならない。

2 各会計はそれぞれ独立し、単年度で経理するものとする。

(予算の編成等)

第5条 県費外諸費の各会計は、年度当初に予算を編成し、校長が決定するものとする。

2 校長は、県費外諸費の使途、徴収金額、徴収方法等必要な事項について、保護者等に周知しなければならない。

3 各会計内における予算の流用は、校長の決定を受けて行うものとし、必要がある場合は、あらかじめ保護者等に対して説明を行うものとする。

4 各会計間の貸借は、原則として行ってはならない。

(契約)

第6条 契約を締結する場合は、原則として埼玉県財務規則を準用して事務処理を行うものとする。

(業者の選定)

第7条 校長は、業者の選定を適正かつ公平に行うため、次に掲げる場合には、業者選定委員会を設置するものとする。ただし、これに代わるものがある場合はこの限りではない。

(1) 修学旅行、卒業アルバムなど高額な契約を行う場合

(2) 制服、体育着などの学校指定物品の販売業者を決定する場合

(3) その他校長が必要と認める場合

(学校指定物品の選定)

第8条 校長は、学校指定物品の決定を適正に行うため、学校指定物品選定委員会を設置するものとする。ただし、これに代わるものがある場合にはこの限りではない。

(支出の手続等)

第9条 支出を行う場合は、次の各号について確認するものとする。

(1) 徴収目的に違反していないこと。

(2) 予算の年度及び科目に誤りがないこと。

(3) 予算残額及び預金残高があり、支出が可能であること。

(4) 契約内容に照らし、金額及び債権者等に誤りがないこと。

(5) 関係書類（請求書、見積書等）が整備されていること。

2 支出は、相手方の契約履行を確認後、口座振替により行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、現金により支払をすることができる。
- 4 あらかじめ金額の確定しない経費について資金の前渡しを受けた者は、支払完了後、速やかに精算を行い、残金がある場合は直ちに返金しなければならない。
- 5 現金出納簿は、支出手続後速やかに記入するものとする。

(決算報告)

第10条 当該年度の収支が終了したときは、校長は県費外諸費の会計別に帳簿を締め、決算に係る書類を作成して、保護者等に報告するものとする。

(監査の実施)

第11条 校長は、県費外諸費の各会計事務に携わらない者の中から2人以上の監査委員を選任するものとする。

- 2 監査委員は、決算に伴うもののほか、必要に応じて監査を実施するものとする。

(現金等の管理)

第12条 県費外諸費会計の現金は、金融機関に預金口座を設けて預金するものとし、預金口座名義は、特別な理由がある場合を除き校長名義とする。

- 2 県費外諸費会計に係る預金通帳及び届出印は、それぞれ管理責任者を定め、適正に管理するものとする。

(帳簿等の備付)

第13条 県費外諸費を管理するために、現金出納簿を備え付けなければならない。

(指導及び助言)

第14条 県教育委員会は、県費外諸費会計の取扱いに関して、校長に対し必要に応じて指導及び助言を行うことができる。

(情報の開示)

第15条 校長は、保護者等に対し、必要な情報を開示しなければならない。

(運用規程)

第16条 校長は、この要綱の施行に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 高等学校における県費以外の会計についての指導要領（昭和40年5月21日付け40教学発第489号経理事故の防止について（通達））は、廃止する。